

厚生労働科学研究費補助金
(政策科学総合研究事業(統計情報総合研究事業))
分担研究報告書 R6 年度

ICD-11 の適用を通じて我が国の死因・疾病統計の向上を目指すための研究
「『老衰死』そして『いわゆる自然死』とは何か：死亡診断書の様式改善に向けて」

研究分担者 人間総合科学大学 丸井英二

研究要旨

本年度の分担研究報告は以下の2点からなる。

1. 死亡診断書での「老衰」という記入について、現場での経験の豊富な医師を対象に質的調査を行った。次年度にわたる研究であり現時点での中間的報告を行う。

2. 『いわゆる自然死』とは何か(文献による検討)

現行の『死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル』において「自然死」自体の定義を示すことなく、『いわゆる自然死』としたことで、記入者である個々の医師の恣意的な判断に委ねることになっている。これも「老衰」の増加の一因となったのではないかと推察される。

自然死ならびに natural death についての文献から、自然死の明示的定義の可能性を探った。現在、研究班で医師を対象とした調査が進行中である。これによって現場の医師の判断プロセスの解明が進むと期待される。その進行とあわせて、さらに「自然死」について歴史的に振り返り、わが国での現在の老衰死について考察する一助としたい。

1. 死亡診断書への「老衰」という記入に関わる質的研究

今年度、報告者を含めた「老衰に関する研究班」では、「老衰の死亡診断書の記載に関わる質的調査」を実施した。主任研究者1人、分担研究者2人、研究協力者1人が合計19人に実施した。報告者(丸井)は4名を対象としたので、これについて報告する。

【小括】「どのような臨床経過の患者に対して、死亡診断書に老衰と記載しますか？」など13項目にわたる半構造化した質問を用意し、各回ほぼ1時間にわたりインタビューを行った。その結果、「どのような場合に『老衰』と記入するか」について、

・85歳以上で、平均余命を超えていることが年齢的な目安。

・徐々に身体機能が低下。食事が摂れなくなり、最終的に死亡に至る。

・急性疾患や特定の疾患を示唆する症状がない場合に、除外診断として老衰が選択される。

・在宅医療など検査が十分にできない状況下で、急な病状変化があった場合にも、消去法的に老衰と記載されることがある等の回答が得られた。

また、「老衰」に関するガイドラインは必要か、については

・老衰と記載する際に、その症状や関連す

る疾患を併記するように推奨するガイドラインがあれば良い。

・老衰と記載した場合に、その臨床経過を記載するような形式が望ましい。

・老衰と診断した場合でも、他の項目に考えられる疾患名をできる限り記載できるように。

というような回答があり、

「記載の判断基準が医師によって異なっている。「老衰」のみの記載では、臨床経過や合併症の情報が不足する。高齢者の終末期医療において、自然な看取りを尊重する一方で、適切な診断と記録の必要性がある」など、ガイドラインの必要性が示唆された。

今後、さらに追加すると共に班全体のまとめをしていき、今後のガイドライン作成の可能性について最終報告を行っていきたい。

2.『いわゆる自然死』とは何か(文献による検討)

A. 研究目的

「老衰」を死因として選択する場合、わが国の死亡診断書の様式では「死因の種類」の項で、「1 病死及び自然死」を選択することになる。これについては「令和6年版死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル」には「疾病による死亡及び老齢、老化による自然死」という説明がされている。さらに、「老衰」については「死因としての『老衰』は、高齢者で他に記載すべき死亡の原因がない、いわゆる自然死の場合のみ用います」と特記している。ここで「いわゆる自然死」としたことで、「自然死」自体の定義を示すことなく、記入者である個々の医師の恣意的な判断に委ねることになっている。これもまた「老衰」の増加の一因となったのではないかと。

ICD-11 に向けて、老衰についてのガイドラインの提案を考えるとすると、そこでは「自然死」と「老衰」の関係について明示的に説明を行う必要が生じてくる。それを可能にするべく、検討をおこなう。

B. 研究方法

主として文献による。

C. 研究結果

自然死に相当する英語は natural death である。しかし、西洋医学の枠組みの中では natural death もまた病死である。非自然的すなわち外因による死亡でなければ、病死もまた自然的である。自然の摂理のひとつとして受け止められる。しかし、そうした中で、病死であって人為的かつ介入的に延命措置をおこなわず、natural に死亡した場合を natural death と称する。すなわち、内因による疾患による死亡は人工的なものではなく自然経過であり、その自然経過を人為的あるいは医療的に歪めていくことが問題となった。もちろんこの場合、死亡原因は特定の具体的疾患名となる。1976年にはじめて制定されたカリフォルニア州の Natural Death Act などという natural death はこれに相当する。”Natural Death Act” は別名 Death with Dignity Acts and Living Will Acts である。その限りでは、英語でいう natural death は日本語の尊厳死に相当することになる。個人の最期の選択の自由を保障する権利、人為的な延命介入を拒否する自由ということになろう。

アジアにおいても同様な概念に基づく法制化がある。一例として、近代医学的な思想として台湾で慣行的に行われてきた「終末期退院」も、こうした概念を前提としている。そして、2013年には「安寧緩和医療

法」という Natural Death Act と同趣旨の法律が制定されている。しかし、アジア地域における伝統的な（たとえば仏教に由来するような）死と生についての思想との関連については今後の研究課題である。

D. 考察

現在、いくつかの用語の使用が混乱しているようである。それが死亡診断書記入にも大きな影響を及ぼしている。ここにも老衰増加の発端がありそうである。記入に際して、老衰は病死なのか、言い換えれば原因不明の病死なのか、あるいは病死ではない自然死として考えられているのか。「1 病死及び自然死」を選択した上で、病死と自然死のどちらを想定しているのか。西洋では明らかに老衰は病死である。病死であるが、原因を突き止められなかった高齢の死亡症例を指す。これは「老齡、老化による自然死」とは異なる。死亡診断書の様式、あるいは表現にも一因があるのではないか。

現在、「老衰班」では死亡診断書記入にかかわる、医師を対象とした調査が進行中である。これによって現場の医師の判断プロセスの解明が進むと期待される。その進行とあわせて、今後は「自然死」について歴史的に振り返り、わが国での現在の老衰死、また将来の「老衰」のあり方について考察する一助としたい

E. 結論

「いわゆる自然死」をどのように明示的に説明ないし記述可能かを議論する必要がある。英文脈に合わせていくのか、日本の死生観の歴史的、文化的な背景を尊重するか、たんに死因分類にとどまらない裾野の広い問題である。

F.文献

Chessa F: "Allow Natural Death"—Not So Fast: Hastings Center Report, Sep-Oct 2004

鍾宜錚：台湾における終末期医療の議論と「自然死」の法制化：終末期退院の慣行から安寧緩和 医療法へ。生命倫理 23, 115-124。

葛原茂樹：自然死か人工的延命か。鈴鹿医療科学大学大学紀要 2012 年(第 19 号)、15-26。

Lamba, S. Should Natural Death Be a “Billable” ICD-9 Code?: Academic Emergency Medicine, 15(3), 285-286

Meissner MOC. Natural Death: Gerontology 2000; 46: 105-110

Moulton D: Smoking to die “a very natural death” in Nova Scotia: JAMC. 11, 2002; 166 (12)

西谷 敬：自然的な死と倫理の問題。倫理学研究 2010 年 第 40 巻、46-56

Raus K, et al. Continuous deep sedation at the end of life and the 'natural death' hypothesis. Bioethics; Volume 26 Number 6 2012 pp 329-336

Rawlings D, et al: Natural Death Versus Known Date-Of-Death: A Qualitative Study of Views on Voluntary Assisted Dying in an Online Course about Death. Journal of Death and Dying 2023, Vol. 86(4) 1272-1290

Schimke TH. The Natural Death Act: Protection for the Right to Die. Montana Law Review. 47 (2) 1986. 379-402.

Vogel L. Natural death on the rise in UK prison system: CMAJ. Sept 21, 2010, 182(13)

Wiebe E, Kelly M: Medical assistance in

dying when natural death is not reasonably
foreseeable: Canadian Family Physician,
Vol 69: 2023, 853-858

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況
(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし